



今夏の高温、渇水及び大雨による影響を受けた 農業者向け緊急支援を実施します

今夏の高温・渇水・大雨により農作物等の被害を受けた農業者の経営継続に向けた緊急支援を実施します。

つきましては、以下の内容の周知についてご協力をお願いいたします。

1 農業者向け融資への利子補給支援

(1) 支援の内容

農業者の運転資金の確保に向け、資金貸付に対する利子補給を行います。

① 支援対象者

令和7年10月20日(月)から令和8年3月31日(火)までの間に、対象となる資金の借入れを行った農業者

② 対象となる資金

農林水産業振興資金(8号資金)

項目	内 容
融資対象者	新潟市に住所を有する農業を営む個人又は農業法人で、令和7年夏季の高温、渇水及び大雨により被害を受け、農作物の損失額がその者の平年における(過去3か年の平均)の農業総収入の100分の10以上である者。
貸付対象経費	農業の経営上必要となる資金
融資限度額	600万円
貸付金利	年3.25%(固定)
利子補給率	1.9%(市0.95%、県0.95%)
償還期間	7年以内(うち据置期間2年以内)
取扱融資機関	第四北越銀行、大光銀行、新潟信用金庫、新潟懸信用組合、興栄信用組合、巻信用組合、協栄信用組合、新潟かがやき農業協同組合

【問い合わせ先】

新潟市農林水産部 農林政策課 佐藤・松川
電話 025-226-1761(直通)